

半田市プレミアム付商品券事業 取扱店募集要項

半田市では、消費税・地方消費税の10%への引き上げが、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、「半田市プレミアム付商品券事業」を実施することとなりました。

当商品券は、令和元年10月1日より販売し、購入価格20,000円で、25,000円分のお買い物ができる商品券となっております。

現在、当事業に参加していただく取扱店を募集しておりますので、下記の内容をご確認いただき、取扱店にお申込みをご希望される事業所は「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入の上、半田商工会議所までお申込みください。

1. 商品券名称 半田市プレミアム付商品券
2. 発行団体 半田市
3. 発行日 令和元年10月1日(火)
4. 販売期間 令和元年10月1日(火)～令和元年12月27日(金)
5. 利用期間 令和元年10月1日(火)～令和2年1月31日(金)
※利用期間を過ぎた商品券は無効となります。
6. 換金期間 令和元年10月1日(火)～令和2年2月14日(金)
※換金期間を過ぎると換金できなくなります。
7. 発行券 1冊5,000円分の商品券を4,000円で販売(対象者1人につき最大5冊まで) 500円券×10枚
8. 購入対象者数 19,000人(見込み)
9. 発行総額 4億7,500万円(但し、購入対象者が全額購入した場合)
10. 取扱店資格 半田市内で営業している小売店・飲食店・サービス業等で、最終消費者に対して物品やサービスを提供する事業所
11. 取扱店登録料 無料
12. 換金方法 半田市内の知多信用金庫店舗窓口にて換金します。
※他行への振込手数料は取扱店負担となります。
13. ご利用できない商品
 - (1) たばこ ※法令上、商品券で購入できないこととなっております。
 - (2) 不動産や金融商品等明らかな資産形成と考えられるもの
 - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国や地方公共団体への支払い(公営の施設含む)
14. つり銭 つり銭は渡しません。

15. 取扱店登録申込方法 「取扱店登録申込書」に必要事項を記入の上、半田商工会議所までお申し込みください。
16. 申 込 期 間 令和元年6月1日（土）～令和元年6月28日（金）
（商品券の利用期間中であれば、随時募集しています。）
※但し、お申込みの時期により、各種広報物への記載ができなくなる場合があります。
17. そ の 他 取扱店にご登録いただいた事業所には、広報ツール等をお渡しさせていただきます。

お問い合わせ先 半田商工会議所
〒475-0874 半田市銀座本町1-1-1
☎0569-21-0311 FAX0569-23-4181